

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」の制定について

*** 条例制定の趣旨**

平成 25 年 5 月 31 日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」が公布されました。これを受け、平成 27 年 10 月から国民 1 人 1 人に「個人番号」が付番され、平成 28 年 1 月から利用が開始されることとなります。

番号法に基づく社会保障・税番号制度では、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義し、当該特定個人情報を厳格な保護措置のもと行政機関等の間で情報連携させることとなっています。平成 29 年 7 月からは地方自治体間における情報連携が開始することとなります。

これらに伴い、社会保障、地方税又は防災に関する事務や、これに類する事務について市が個人番号の利用及び特定個人情報を提供するための条例を制定します。

*** 社会保障・税番号制度とは**

社会保障・税番号制度は、国の行政機関や市町村等の複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認できるようにするための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

住民基本台帳に記録されているすべての人に対して、個人番号が重複されことなく付番することとされています。

この仕組みを使い、行政の無駄を省き、より細やかな社会保障を行い、国民にとってより公平・公正な社会の実現を目指すのが社会保障・税番号制度です。

*** 社会保障・税番号制度導入による効果**

1 国民の利便性の向上

主に社会保障・税・災害対策の分野における各種の申請手続きの際に必要な住民票や各種証明書などの添付が不要になり、手続きが簡素化されることとなります。これにより、国民の負担が軽減され、利便性が向上します。

2 より公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、きめ細やかな支援が可能となります。

3 行政の効率化

自治体や国の行政機関などで行われる情報の照会・提供等にかかる負担が軽減されます。また、情報連携が進むことによって、より正確な情報を得ることが可能となり、作業の重複による無駄も省けるようになります。

* 番号法に対応するための条例制定

1 独自利用事務についての規定

番号法第9条では、個人番号の利用範囲が次のように規定されています。

第1項 番号法別表第一に掲げられている実施者が行う同表に掲げられている事務（法定利用事務）

第2項 社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方自治体が条例で定める事務（独自利用事務）

本市においても、社会保障、地方税又は防災に関する事務で、通常一体として行われるなど、法定利用事務と密接に関わり、個人番号を利用することで、事務処理の効率化や手続きの利便性が向上すると考えられるものについて、条例に基づく事務（独自利用事務）として個人番号を利用することとします。

具体的には、次の事務について独自利用事務として規定する予定です。

個人番号を利用する機関	個人番号を利用する事務
1 市長	生活保護法による外国籍の市民の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
2 市長	逗子市重度心身障がい者手当条例に基づく支給に関する事務
3 市長	逗子市心身障がい児手当条例に基づく支給に関する事務
4 市長	逗子市重度障がい者医療費助成要綱に基づく助成に関する事務
5 市長	逗子市小児の医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務
6 市長	逗子市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱による医療費助成に関する事務
7 市長	逗子市ひとり親家庭等福祉手当支給要綱による福祉手当支給に関する事務
8 市長	逗子市放課後児童クラブ条例による保育料算定に関する事務

なお、これら以外の事務のうち、独自利用事務とすることにより市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられるものについては、随時検討のうえ、条例改正等の手続きを経て、独自利用事務に追加していくことを考えています。

2 庁内の情報連携についての規定

法定利用事務及び独自利用事務においては、個人番号を利用することができますが、番号法の規定においては、複数の事務をまたがって個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）を情報連携して利用することは想定しておらず、あくまでも一つの事務において個人番号を利用することのみが認められています。

そのため、一つの事務を処理するために利用する特定個人情報を、庁内で行う他の事務を処理するために利用するためには、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定することが必要となります。

(1) 法定利用事務について

番号法別表第二に定められた情報連携については、同じ内容の情報連携を庁内で実施できることを包括的に定めることにより、同表に規定されている特定個人情報であって本市の同一執行機関が保有するものを、同表に規定されている事務を処理するために必要な限度で利用することを可能とします。

番号法別表第一に定められた法定利用事務であるが、番号法別表第二に定められていない内容の情報連携については、事務処理の効率化や手続きの利便性が向上すると考えられるものについて、庁内において法定事務を処理するために、他の法定事務との間で情報連携を行います。

具体的には、次の事務及び特定個人情報について情報連携することを規定する予定です。

情報連携を実施する機関	情報連携を実施する事務	情報連携する特定個人情報
1 市長	個人の住民税の課税に関する事務	生活保護関係情報 国民健康保険関係情報 後期高齢者医療保険関係情報 介護保険関係情報

(2) 独自利用事務について

独自利用事務についても、情報連携により、事務処理の効率化や手続きの利便性が向上すると考えられるものについて、条例に規定します。

具体的には、次の事務及び特定個人情報について情報連携することを規定する予定です。

情報連携を実施する機関	情報連携を実施する事務	情報連携する特定個人情報
1 市長	生活保護法による外国籍の市民の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報 その他番号法別表第二項番26に定められた特定個人情報
2 市長	逗子市重度心身障がい者手当条例に基づく支給に関する事務	地方税関係情報
3 市長	逗子市心身障がい児手当条例に基づく支給に関する事務	地方税関係情報
4 市長	逗子市重度障がい者医療費助成要綱に基づく助成に関する事務	地方税関係情報

5 市長	逗子市小児の医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
6 市長	逗子市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱による医療費助成に関する事務	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報
7 市長	逗子市ひとり親家庭等福祉手当支給要綱による福祉手当支給に関する事務	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報
8 市長	逗子市放課後児童クラブ条例による保育料算定に関する事務	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報

今後情報連携を行うことにより市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられるものについては、随時検討のうえ、条例改正等の手続きを経て、情報連携が可能な事務及び特定個人情報を追加していくことを考えています。

3 執行機関間の情報連携についての規定

番号法第19条では、特定個人情報の提供の制限について規定されています。特定個人情報の提供が認められるのは、番号法別表第二で定められている範囲で情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合、地方自治体が定めた条例の範囲で同一地方自治体内の他の執行機関への特定個人情報の提供する場合などです。

そのため、番号法第19条第9号において、地方自治体が条例で定めることで、必要な限度で同一地方自治体内部の他の執行機関への特定個人情報の提供が認められるとされていることから、本市の条例において、市内部の他の執行機関への特定個人情報の提供について規定します。(他の執行機関への特定個人情報の提供の例：市長部局から教育委員会への特定個人情報の提供など)

現在、想定される利用事務はありませんが、今後情報連携を行うことにより市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられるものについては、随時検討のうえ、条例改正等の手続きを経て、情報連携が可能な事務及び特定個人情報を追加していくことを考えています。

4 その他

条例で規定する事務について、情報連携により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例などの規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定します。